

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年9月17日（火）午後1時29分～午後2時7分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長              副市長              教育長              参与(兼)児童青少年部長  
            企画財政部長      総務部長              市民生活部長      福祉保健部長  
            環境部長              都市建設部長      議会事務局長      教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長              これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年度予算編成方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長              現在、各課において予算要求に向けた業務を行っていただいておりますが、本方針を確認の上、予算要求書の提出期限である10月11日までにとりまとめいただくようお願いします。

市 長              特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「法令に基づく計画の策定に関する整理について」の説明をお願いします。

部 長              法令で策定について努力義務とされている計画のうち、市に関わるものは41件でした。内訳について、「策定済」が16件、「策定予定」が4件、「策定する予定はない」が17件、「所管課未定」が4件です。

                         「策定する予定はない」計画については、記載した理由を踏まえ、現時点では市として策定しないこととして整理したいと考えています。「所管課未定」の計画については、所管課を決定し、計画の策定について当該所管課で検討いただきたいと考えています。

                         つきましては、「策定する予定はない」と「所管課未定」に分類された計画に関して、意見等ある場合は9月27日までに政策室へ連絡をお願いします。

                         いただいた意見等を踏まえて、市の考え方を整理します。

市 長              特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項3「平成31年度内部評価結果報告書（平成30年度実施事業評価）（案）について」は、先ほどの行財政改革推進本部会議において了承されたため、本庁議においても了承とします。続いて審議事項4「平成31年度市民協働事業提案制度（市民提案型）の実施について」の説明をお願いします。

部 長              市民協働事業提案制度（市民提案型）に応募があった4件の提案事業につ

いて、7月27日に公開プレゼンテーション及び審査会を開催しました。その後、8月23日の市民参加と市民協働に関する審議会において、審査状況の報告及び事業実施についての意見交換が行われ、9月9日に審議会会長から市長へ答申書が提出されました。

審議会からは、各審査表の審査結果に記載のとおり意見をいただいています。「狛江市乳がん患者会」及び「こまえ親子防災部」の2団体については、それぞれ一部内容の再検討等の指摘をいただいています。協働事業による事業実施の有効性、公益性等について評価をいただいているため、指摘事項についての見直しを行った上での条件付き採択としたいと考えています。

「元気なパラリンピック応援団 in こまえ」及び「狛江市ラグビーフットボール協会」の提案については、趣旨に賛同する一方で、協働性、公益性等の観点から、団体が単独で実施すべきものであるという意見や、実現性についても厳しいという意見等をいただいています。そのため、この2件については、市民提案事業としては不採択とし、市としては、状況に応じて後援等により支援していただきたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。  
参与 評価点について、合否の基準はありますか。  
部長 合否の基準はありません。  
部長 明確な合否判断となるよう、今後は評価点に一定のラインを設けるべきだと思います。  
部長 審議会では事業を実施するか否かの判断はせず、審議会の意見を伺った上で市が合否を決定していますが、評価点の基準については今後検討します。  
市長 透明性を考えると評価点の基準は必要だと思うので、審議会でも検討をお願いします。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項5「狛江市福祉基本条例の改正（案）」に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。

この改正の趣旨を踏まえた施策・事業を実施するに当たり、平成30年3月に策定した狛江市第4次地域福祉計画において、狛江市福祉基本条例の改正が明記されています。地域共生社会の実現に向けた取組について着実に推進させるためには、包括的な支援体制の整備に向けた市の責務等を本条例に明記することが重要であることから、改正を行います。

また、本条例は、平成6年10月1日に施行されましたが、その後の少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきてい

るとともに、複合的な課題への対応、社会的孤立や生活困窮者の支援等、社会情勢の変化とともに新たな地域生活課題への対応も求められています。

条例改正の主な内容について、市民福祉推進委員会において、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえた上で、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備の方向性を示すため、前文を資料のとおり改正をします。

また、第2条では、改正に伴って新たな用語の定義を追加しています。

第5条について、改正前は名称を「福祉計画」としていましたが、狛江市市民福祉推進委員会で整理し、「福祉総合計画」と改めた上で内容を明確化します。

第13条について、家庭生活内でのドメスティック・バイオレンスや虐待等の防止を含む家庭生活の維持向上を市民の責務とする規定となっておりますが、市民の責務として規定することが適切とはいえないことから、当該規定を削除します。

第5章は、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための社会福祉法の改正を受けて追加するものです。概ね社会福祉法の規定と同じではありませんが、5ページに記載のとおり、第20条第2項のみ、市の独自規定を追加しています。地域共生社会の実現を図るためには、福祉や保健関係の部署だけではなく、住宅や教育、コミュニティ関係の部署等が一体となって取り組むことが重要であることから、庁内の各部署が連携し、一体的に事業を実施する規定を市の独自規定として追加します。

検討の経過は資料7ページに記載のとおりで、平成30年8月28日に狛江市市民福祉推進委員会において、「狛江市福祉基本条例の一部改正について」諮問し、その後、同委員会において審議いただき、9月5日に答申をいただきました。

今後について、10月1日から31日までパブリックコメントを、10月4日及び5日に市民説明会を実施します。その後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて修正を行った後に、庁議での審議を経て、令和2年第1回定例会に上程、4月1日に公布する予定です。また、公布後3箇月間の周知期間を設けて、令和2年7月1日に施行する予定です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 周知方法はどのように行いますか。

部 長 広報こまえや市ホームページでの周知を予定しています。

市 長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「平成31年度自治・市民功労表彰について」を報告してください。

部 長 自治・市民功労表彰式を10月1日午前10時から特別会議室で行います。

表彰者は資料のとおりですが、辞退される方がいる可能性もあるため、変更となる場合があります。

表彰式には、市長・副市長・教育長・議会事務局長及び各部長の出席をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 クールビズ期間ですが、ネクタイは着用しますか。

部長 着用をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「こまえくぼ 1234（市民活動支援センター）休館日変更の試行実施について」を報告してください。

部長 現在、こまえくぼ 1234 の休館日は、公民館及び地域センターと同一曜日である毎週火曜日としていますが、この度、令和2年1月4日から2月29日まで、休館日を両施設と別の曜日である月曜日に試行的に変更することにより、利用者数の変動等を測定します。

周知については、広報こまえ、市ホームページに掲載するほか、情報誌等を通じて行います。

試行期間終了後に利用状況等を精査した上で、休館日を検討していきます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「コンプライアンス強化のための取組実施の報告及び狛江市マニュアル作成ガイドラインについて」を報告してください。

部長 6月から7月にかけて実施したコンプライアンス強化のための取組について、実施結果を資料のとおり取りまとめました。最も多く挙げられたリスクとしては、個人情報の漏洩や文書の紛失等の情報管理に関するものでした。また、業務手順等の実務的な課題として、業務を慣例の処理として前例踏襲で繰り返すことで、現行法規等の現状との乖離から発生するリスクや、進め方及びマニュアルの見直しをせずに業務を進めることによるリスクが挙げられました。

これらのリスクへの防止策として、多くの課から「業務の進め方の徹底を図る」というものが挙げられています。具体的な取組としては、業務の進め方やマニュアルの見直しを定期的に行う等が挙げられており、一人ひとりが共通認識を持って、組織として改善に取り組むことが有効であることが分かります。

各課においては、日頃より業務の進め方やマニュアルの見直しを行っていただいておりますが、今回の取組の結果を受け、今一度業務体制の見直しを行っていただくようお願いします。

この度の実施報告の結果や、平成31年度に発生した課税データの取込漏れが業務体制の確認不足が原因であったことから、資料のとおり、マニユア

ル作成ガイドラインを作成しましたので、職員への周知をお願いします。

本ガイドラインには、マニュアルの作成手順やポイント、モデル等を記載しています。また、マニュアルの活用については、作成してそのまま更新されず使われなくなることや、はじめから完璧なものを作成しようとして後回しにするような傾向も見受けられるため、そうした点にも留意しながら、日頃の業務の見直しやマニュアルの更新に活用してください。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「狛江市多摩川河川敷（環境保全区域）における火気を使用した調理に係るガイドラインについて」を報告してください。

部長 平成10年代に小田急線高架下付近でバーベキューに起因するにおい・騒音等が問題となり、平成21年に市民討論会が開催され、多摩川河川敷での火気を使用した調理について市に報告書が提出されました。それを受け、平成24年4月に狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例を施行し、多摩川河川敷での火気を使用した調理を禁止しています。現在では、条例の効果が発現し、多摩川河川敷は静かな環境を取り戻しています。

一方で、バーベキューの再開を望む声も多くあることを踏まえ、平成26年7月に実施した狛江古代カップ多摩川いかだレースから、一定の制限を設けた上でバーベキューの実施を認めています。また、平成29・30年度は、一般の方を対象としたバーベキューの実施状況を把握するため、桜まつりに併せて一部のエリアで禁止解除を試験的に実施しましたが、マナーに関する課題が見られました。

このような状況に鑑み、バーベキューについては、他の火気を使用した調理の許可とは異なる基準が必要であると考え、本ガイドラインを策定しています。

「2.用語」に記載のとおり「バーベキュー等」を細分化し、「バーベキュー」は「専ら実施者自身が食べることを目的として肉・魚介類・野菜等を火気を用いて調理する行為」とし、「火気を用いた調理(バーベキューを除く。)」は「火気を用いて食品を調理し、催事等において販売、提供等を行う行為」としています。

それぞれの許可の基準は「3.許可の基準」のとおりですが、「バーベキュー」と「火気を用いた調理」の許可条件の違いとしては、(1)①から③までに記載されている内容となっており、「バーベキュー」については、高い公益性が認められること、市又は市教育委員会が主催又は共催する事業であること、近隣住民へ事前に説明を行い、説明文書及び記録を添付することが必要となります。また、バーベキューについては、マナーに関する課題等があることから、企画に対する市の参画を条件に加えています。

今後、火気を使用した調理については、本ガイドラインをもとに許可をしていきたいと考えています。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 決算特別委員会における議場配置及び留意事項についてです。

市長、副市長、教育長、参与、教育部長については定例会と同じ席にお座りいただきます。参与の隣に企画財政部長、その隣に総務部長にお座りいただき、教育部長の隣に市民生活部長、福祉保健部長、環境部長、都市建設部長の順にお座りいただきます。市長側の2列目に政策室長、財政課長、答弁が予定されている課長にお座りいただきます。この2列目の後ろにパイプ椅子を8脚用意します。また、議会事務局次長の隣に会計管理者の席を用意します。

次に留意事項について、1点目、質疑、答弁とも着座での対応をお願いします。

2点目、総務部長、福祉保健部長、環境部長、都市建設部長はワイヤレスマイクでの対応となります。マイクシステムでの操作ができないため、オン・オフはお手元で操作いただくようお願いします。

3点目、議場への入退場は理事者控室のドアから行うこととし、入退場の際には一礼をお願いします。また、ドアの開け閉めの際には音が出ないように注意願います。なお、理事者控室のドア付近に席札を用意しておきますので、答弁席に座る際には席札を机の上に置いてください。

4点目、総括質疑における理事者控室の入室は課長相当職までとし、課長補佐相当職以下は第一委員会室で控えていただくようお願いします。

部長 本件については、庁内掲示板に掲載し、周知いただくようお願いします。

市長 議場に音が漏れる可能性があるため、控室では静粛をお願いします。

その他何かありますか。

部長 台風発生時の職員の出勤についてです。

台風15号の際に公共交通機関の運休等により職員の出勤に大きな影響があったことについて、9月9日の臨時庁議では、何らかの手段を講じて出勤し、市民サービスに支障を来さないようお願いしたところですが、この度、職員の出勤について整理しました。

台風15号のように夜から朝にかけて影響がある場合、翌日の業務に支障がないよう、市内や近隣自治体に居住する職員が中心となって出勤してもらっていますが、今後は、前日までに必要な人員の確保をしていただくようお願いします。

人員の確保が困難な部署については、一時的に当該業務の経験者を配置す

る必要が生ずる可能性があるため、その際は管理職間で調整し、職員課に連絡をお願いします。それ以外の職員については、交通情報を確認しながら出勤するようにしてください。また、台風以外でも交通機関が止まることが想定されるため、複数の通勤ルートを確認するようにしてください。

なお、台風 15 号の際に自動車通勤する職員がいましたが、上り方面で渋滞が発生していたため、今後は自動車以外の手段も検討するようにしてください。

公共交通機関が長期に渡り運休となる場合は、別途職員参集メールで指示を行います。

市長 今回の台風を機に、職員は再度自分の通勤ルートを確認するようにしてください。

その他何かありますか。

部長 自衛消防訓練審査会の結果についてです。

9月11日にユニディ狛江店屋上で開催された本件について、市からは2人操法に課税課の梶山主事、環境政策課の石濱主事の1隊、3人操法に総務課の河本主事、施設課の吉岡主事、道路交通課の長谷川主事の1隊が参加しました。2人操法は優秀賞、3人操法は敢闘賞を受賞しました。

出場した職員や協力いただいた関係各課にこの場を借りて御礼申し上げます。

市長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月1日午後1時30分から開催します。